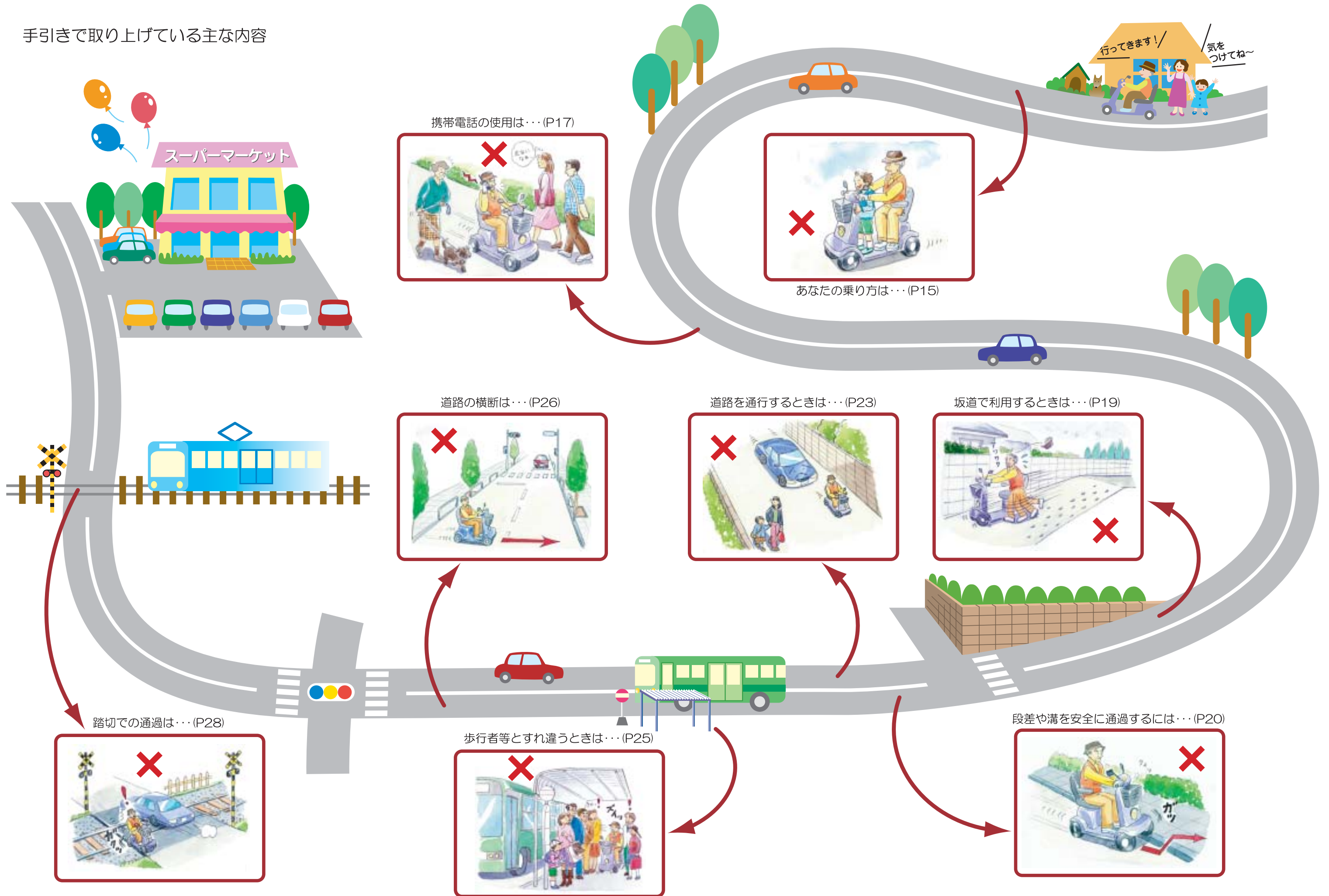


手引きで取り上げている主な内容

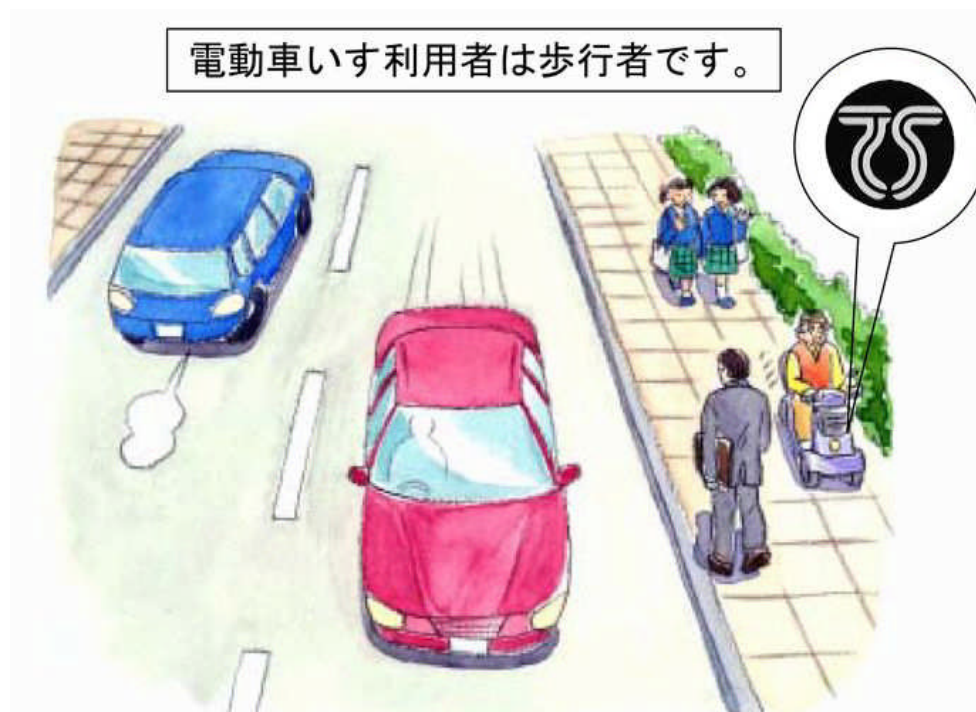


電動車いす利用者は…

電動車いすは歩道通行等、歩行者としての通行方法によることになります。

ただし、身体障害者用の車いすの基準に適合しない電動車いすは、歩行者として扱われません。

なお、TSマークの付いたものは、基準を満たしています。



歩道や幅の十分な路側帯のある道路では、道路工事等で通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

歩行者としての交通ルールやマナーを守って、自動車にはもちろん、周りの歩行者や自転車にも注意してください。

電動車いすは、一般の歩行者から見ると「強い存在」となることもあります。利用する場合には譲り合いの気持ちを持って利用してください。